

第十九回国会 衆議院 通商産業委員會議録第二十七号

昭和二十九年三月二十九日(月曜日)
午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 大西 禎次郎
理事 小川 久雄君 理事 首藤 新八君
理事 中村 幸八君 理事 福田 一君
理事 永井 勝次郎君

小川 義昭君 始関 伊平君
田中 龍夫君 土倉 宗明君
村上 勇君 齋藤 憲三君
長谷川 四郎君 柳原 三郎君
加藤 清二君 齋木 重一君
伊藤 卯四郎君 中崎 敏君

出席政府委員
通商産業事務官(鉱山局長) 川上 為治君
通商産業事務官(通商産業局長) 中島 征帆君
通商産業事務官(公益事業局長) 吉田 剛君
局(公益事業局長) 谷崎 明君
専門員 越田 清七君

三月二十九日

委員笹本一雄君辞任につき、その補欠として齋藤憲三君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十六日

商品取引所法の一部を改正する法律案内閣提出第七七号(参議院送付)
技術士法案(海野三朗君外十四名提出、参法第七七号)(予)
の審査を本委員会に付託された。
同月二十六日
中小企業金融機関に対し国庫財政資

金導入の陳情書(大垣市議会議長上田松治郎)(第二四三九号)

中小企業に対する金融等に関する陳情書(名古屋市紺屋町千七十一番地協同組合専任理事水谷新之助)(第二四四〇号)

同(今治市住江町協同組合今治専門店会理事長長谷川義雄外三十一名)(第二四四一号)

電気料金値上げ反対に関する陳情書(仙台市東北六県商工会議所連合会会長内ヶ崎賢五郎)(第二四四二号)

同(東京都葛飾区議会議長酒井美代二)(第二四四三号)
同(富山市議会議長西野十吉)(第二四四四号)
同(京都市議会議長北村平三郎)(第二四四五号)

同月二十七日
北洋材輸入に関する陳情書(横浜市中央区新山下町全日本北洋材荷受協議会常任委員長長瀬勝正太郎)(第二四四六号)

電気料金値上げ反対に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目全国市議會議長会長長内忠治)(第二四四七号)

同(滋賀県神崎郡八日市町八日市商工会会頭山田治右衛門)(第二四四八号)

中小企業金融庫の運営改善に関する陳情書(神戸商工会議所会頭宮崎彦一郎)(第二四四九号)

事業経営者會議會長内山岩太郎(第二四五一号)

電気事業法制定に伴う電気事業者の兼業投資に関する陳情書(大津市馬場元町三百六十番地滋賀県ラジオ電器商業協同組合理事長加賀田茂三郎外千五百六十三名)(第二四五二号)

電気料金値上げ反対に関する陳情書(東京都中央区佃島五十四番地石川島重工業株式会社内東京都電力協会長土光敏夫外十三名)(第二四五三号)

同(東京都港区議會議長稲垣幸太郎)(第二四五四号)
同(岸和田市議會議長杉本安太郎)(第二四五五号)

同(岡山市西中山下七十六番地協同組合連合会日本専門店会連盟会長本郷半次郎)(第二四五六号)

本日(第二四五六号)の本委員会に送付された。
ガス事業法案(内閣提出第一号)

○大西委員長 これより會議を開きます。
まずガス事業法案を議題といたします。質疑の通告がありますのでこれを許します。永井勝次郎君。

○永井委員 お尋ねいたしますが、現在ガス事業の工作物の帳簿価格は再建設費に対してどの程度になつておるか、この点をお伺いします。

○中島政府委員 再建設費は帳簿価格の九倍くらいになります。

○永井委員 そうすると帳簿価格は再建設費の九分の一になつておる、逆に言えばそういうことですか。

○中島政府委員 そうです。

○永井委員 それから第三次の資産再評価についてどういう指導方針をとつておられますか。

○中島政府委員 電気、ガス事業のごとき公益事業につきましては、再評価限度額のはとんど一ぱいくらいまでやらせる方針を私どもはとつております。

○永井委員 その時期の目標は……もございませうけれども、今後につきましてはできるだけ早い機会にそこまで持つて行くように指導したいと思つております。

○永井委員 減価償却の実情について伺いたいと思つてます。

○中島政府委員 税法上の償却のやり方は定率法でございますが、実際上におきましては定額が普通でございます。余力のあるところは定率でやつて、いるところもありません。

○永井委員 ガス工作物の平均減価償却率は、帳簿原価の何年償却になつておりますか。

○中島政府委員 設備の個々によつて違ひますが、全体平均して二十年になつております。

○永井委員 ガス事業者の大企業の面においては、無償増資をやつておるようでありまして、この無償増資の状況、これに対してどういうふうに考えておるか、これをお伺いいたします。

○中島政府委員 無償増資はその会社の実情に応じてある程度認めておりますが、これは配当率と今後の増資の多き少きに依りまして必要な増資が出来るように、抱き合せの無償増資を現在まで行つておるところがあります。今後におきましてはそういう見通しを立てましては増資を認めるつもりでございます。

○永井委員 従来の公企業法と比較しまして、この法案においては聴聞制度が大きく改革されておるのであります。従来はどうかという趣旨に基くのか、それを補正するやうな立場においてどういふ措置がとられたのであるか、その点をお伺いします。

○中島政府委員 従来の聴聞制度は非常に多岐にわたつて、ほんのさういふ内容の変更等につきましては、一々聴聞にかけておりましたが、そのために結果に相なりまして、それに対してはそれほどの実績も上らぬ、こういうふうな実情でありましたので、今回は実質を十分に検討いたしましたので、必要なものについてだけ最小限度の聴聞を行う。今度は聴聞のほかに公聴会制度というものも置かれました、いわゆる一般の利害関係人のみならず、他の全般に關係するやうなことにつきましては、公聴会によつて全体の意見を聞く、こういうふうな制度をつくりまして公聴会と聴聞と二つにわけて一般の意見を

徴する、こういうふうにしたのでございす。

○永井委員 公聴会制度は運営面において、ただ開いてみんなの意見を聞きおくという程度で、たとえば議院における参考人の意見、いろいろな諮問機関における制度というものは、そういうものを聞いて民主的にきめたという手続をとるだけで、内容には全然織り込まれておられない、こういう実情であります。この法において私企業の性格を置きながら、公企業の実績を上げて行くという一つの行き方のもとにおいて、公聴会などはその運営の面において相当高いウエートを置かなければいけないと考えるのでありますが、この点はどういうふうにかえておられますか。

○中島政府委員 従来におきまして、たとえば聴聞の制度等を置きます以上は、やはりその結果は十分尊重しなければならぬことになるわけでありますが、先ほど申しましたように、その聴聞の内容がきわめてこまかい点が多かつた関係上、ほとんど形式的に流れたというふうな感じがございまして、しかし、少くとも供給規程であり、また、こういう一般に關係するところの非常に大きな問題につきましては、十分その間の意見を尊重いたしまして、最後の結論を出すということにいたしまして、従来も今後ともかわりないわけでありす。特に公益事業委員会から、通産省の公益事業の監督事務が移りました以後におきましては、そういう方針で臨んでおりますが、今後におきまして、一層公聴会あるいは聴聞におきまして全般の意見というものは

十分検討いたしまして、これをその後の結論を出す場合の参考にいたしたい、こういうふうにかえております。

○永井委員 適正なガスの検査を行うことになっておるのでありますが、どういう方法で検査を行うのか。正確に供給者の立場で監督官庁がこれを需用者に保障する、そういう用意があるのか、これを伺いたい。

○中島政府委員 熱量及び圧力の測定器具を今度新たに二十一条で定めておられますが、これは現在でもこういうものにつきましては一定の測定の設備を置きまして、特に大会社等におきましては、自動的にこれが自記されるようなことになっております。また熱量につきましては、一定の時間ごとに数をとります。これをはかるということをして、これを毎日記録する、その結果は必ず記録しておかなければならぬ、こういう法律上の規定がございまして、これは一般に積極的に公示はされませんが、常に帳簿は備わっておりますから、需用家として必要な場合にはこれを見に行くこともできますし、また監督官庁といたしましては、適時これを検査いたしまして、その熱量、圧力が守られておるかどうかというのを検査することができ、それで、このことを検査する、こういう面から需家の利益というものは十分保障される態勢ができておると思っております。

○永井委員 検査の方はほとんど会社に一任しておるといふ方式をとっておるのではないのか。会社が適正にそういうことをやっておるかどうかというところについては、監督官庁である当局が

第三者としてそれを吟味し、これを正確にしなければいけません。それを供給者である会社にそういうことを全部まかして、ただ行つてみるというのとだけにしておるようでありすが、それで検査の裏が上るとお考えになつておるかどうか。

○中島政府委員 本来ならばこういうものは監督官庁が全部検査をするというのがあるいは筋かもしれないと思うのでありますが、それをいたしますと非常に手数も金もかかりますし、陣容等もまた整備しなければならぬこともあります。原則的には会社の方の技術を信用いたしまして、一応これにゆだねるという方針をとつておるわけでありす。大体こういうものに従事いたします職員は、たとえば会社の職員でありまして、技術的な良心がらいたしまして事実を曲げるといふことはいたさないのが普通であります。しかし、もしこの測定の方法あるいは記録の方法等につきまして多少疑義がある場合におきましては、むしろ適当なときにおきまして官庁からも立会検査するとか、あるいは必ずしも測定器を持つて行つてはかつてみるというやうなことは、従来もたまにやつておりましたが、今後ともきつておいてはいたさなければならぬと思つております。

○永井委員 これは小さいことでありますが、監督官庁としての当局の検査についての旅費等は、その關係に振り向けるものとしてどのくらいになつておりますか。

○中島政府委員 特に測定に関する旅費等はございせんが、全般的に会計あるいはこういう技術会社も含めまし

た業務監査として、月二十万円ほどの予算を組んでおります。これをそのときどきに應じて、あるいは会計に重点を置きますとか、あるいはこういうふうな測定管理に重点を置くとかいうことになつておまして、遺憾なきを期したいと思つております。

○永井委員 異種料金は今後必ずつと存置する考えであるかどうか、廃止するお考えはないか。

○中島政府委員 異種料金と申しますと、使用量に応じて料金の段階的な区分がございしますが、これは今後においてもやはり維持して行くのが適當であらうと考えております。

○永井委員 異種料金の認定の基準は大体原価計算においてどのくらいの差額があるものを異種料金として認めるか、大体の基準があると思ひますが、それを承りたい。

○中島政府委員 これは大きな会社と小さな会社と違ひますが、大きな会社におきましては非常に大きな需用家もございまして、たくさん使う場合の割引料金をきめております。その一番大きな開きをとりました場合には、安いところと高いところの開きが大体二五%ぐらいであります。量的には、一般の一番高いところが大体月五〇立米ぐらいであります。それ以上だんだん減減になりまして、二五%ぐらいのマイナスになるところが月十立米以上で、これが最大の割引を受けるわけでありす。それが一番安くなつて、大体二五%安くなるということでありす。

ある。ま、ち、なんですが、供給の状況及び需用者の密着の關係、こういうものと關係なく、その会社の都合で何か異種料金が政策的に設けられておるのではないかと、いふふうにかへるものであります。これはまた政策的な立場でなしに、原価計算的な立場で、原価計算的な立場で、これが吟味されておるとするならば、現在の東京であるとか大阪であるとか、そういうところの異種料金というものは矛盾があると思ひますが、この点いかがでございますか。

○中島政府委員 同じ供給区域内と申しますか、一つのガス業者で地区を異にしますために料率が違ふということには現在ないはずであります。むしろ会社が違ひますと、その会社の経理内容あるいは原価等の相違から、たま／＼隣りの供給区域と隣り合せておきますように、片方が高い、片方が安いといふやうなことがあるかもしれませんが、同じ供給区域内にはそういうことではない。すべて一定の料率に基いて、使用量に基いてある程度の割引がされるというふうにかへると思つております。

○永井委員 ガス料金は原価主義によるのか、あるいは会社が主としてそれに政策的な料金を織り込んできめるのか、料金の内容あるいはその質的な因子について伺いたい。

○中島政府委員 これはすべて電氣と同様に、料金は原価式によつて定められておまして、十七条の供給規程の原則によつてもそれが一部うたれておりますし、従つて個別の料金もすべて個別の原価に基いて算定される、こういう方針でございす。

○永井委員 そういたしますと、たとえば石炭の価格の上り下りというように、なもので原価が動いて来ると思いますが、一時的な原料の炭価の上り下りというものは別として、長期にわたつて、たとえば現在のようには炭原価が非常に下つておるといふような場合には、原価主義から行きますれば当然料金はかわつて来なければいけない。こういう関係については時期的にどういふふうに行政的に処置されておるか、お伺いいたします。

○中島政府委員 これはもちろんお話の通りに原価主義でございますから、かりに石炭費等によりまして原価が変動した場合に、変動した原価に応じて料金を改訂するということが筋でございます。ただ御指摘の通りに非常に短期な原価の変動につきましては、一々これに応じて行くということは適当でないで、ある程度の見通しをつけてまして、その上で改訂するということが本筋だろうと思つて、現在の問題につきましては、現在かなり石炭の価格が安くなつておる状況が続いておりますが、一年前には逆にガス事業としてはかなり苦しい経営を続けておりましたので、この際一時的に、しばらく炭価が下つたというだけで料金を改訂するということは、適当でないといふふうな考え方から現在までに至つておりますが、これはまた今後二十九年度あたりの炭価の趨勢ともならみ合せて十分検討の上、必要があれば料金を改訂するというのが適当であらうと考えております。

○永井委員 今まで苦しい経営をして来たから、しばらくゆとりが出て来るまでそのまゝに置くということは、これは原価主義でなくて政策料金だ、この思ふのであります。その意味でさつき伺つたのでありますが、原価主義に政策料金をある程度加味するの、かつたところ、それは原価主義によるのだ、こういうことであります。もしほんとうに純粋に原価主義によつてやるといふならば、今言つたように、今まで苦しかつたから、今度はゆとりができたけれどもしばらくそのまゝに置くんだ、ということとは、原価主義ではないと思ふのであります。そこで原価主義といひましても、時期的に年度間の何をとるのか、何月何日現在において料金をきめて、その料金は大体どのくらいの期間を持たせるのか、あるいは四半期ごとに原価をきめるのか、一年間といふような期限をきめてするのか、あるいは三年とか五年とかいう長期にわたつて原価料金を指定するのか、その原価料金の内容についてももう少し詳しく伺いたいと思ひます。

○中島政府委員 原価と計算します場合には、普通はやはり一年の需給と一年間の経費との見通しを立ててやるわけでありまして、従つて本来からいへば、一年の見通しでつくつた原価といふものは、一年経過後においては再検討するのが当然でございます。またさうでなくとも、たとえば一年の原価を算定いたしましたも、その途中におきまして非常に大きな原価上の変化があらまされた場合には、その際また検討し直すといふことも必要であります。またその逆におきましては、一応一年を算定の基準にいたしましたも、大体情勢がかわらない場合におきましては、そ

のまゝ二年、三年と持つて行くということも可能なわけでありまして、一応の計算の基礎は一年あるいは二年といふこともあり得ますけれども、そうかといつてその期限を常に守りまして、そのときでなければこの料金の再計算はできないという性質のものではないか、と思ひます。ただできるだけ料金は、あまり変動がないのが望ましいわけでありまして、従つてきわめて一時的な原価の変動は、あまりそれに拘泥するのは適當でないのじやないか。従つて全体的にいいますと、なるだけ長い目で見て、原価が安定するようにというふうなことを考えますと、先ほど御指摘の点でございますけれども、過去の赤字なり何なりを現在の黒字で埋めるとか、あるいは将来当然にまた原価の高騰が予想されます場合には、現在の多少良好な経営をそのまゝ維持させることによつて、将来の値上りを押えるということも一つの方法でありまして、これはそのときに応じて、少い幅で考える必要もあらうかと思ひます。

○永井委員 どうもガスの場合における料金算出の基礎が、単純過ぎないか。われわれも、こういう公企業的なものの料金は、安定性を持たなければいけないと思ふ。今年はこのくらいしたが、来年はこのくらいになるのだというように、毎年動くものであつてはならない。しかし主として原価の因子に響く石炭の価格あるいは油の価格というものは、やはり相当変動がある。こういう変動のある原料を基礎にして、統一料金、安定したガス料金というものを考へて、安定させて行くというふうな場合には、やはりその年々における

一つの原価主義による料金をきめて行くというふうな考え方は、少し単純過ぎはしないか。もうかつたときにはそのもうかつたものをチェックしておいて、あるいは値上りした場合の準備金にそれを積み立てておくとか、システムとして、原価主義によるところの料金の安定性を保つシステムを考へるべきじやないか。そういうものを考へないで、ただ原料は上り下りにまかしておいて、料金だけは安定させて行きた、こういう期待とは矛盾して来るのではないか。その点について、もうかつた場合における積立金というふうなもの、そういうものを電気の場合におけるように、豊水のときにおける浮き上つた石炭を、これを調整の方に留保して積み立てておくというふうな、そういうした措置をとるお考えはないか。

○中島政府委員 ただいまの点はまことにごもつともでありまして、われわれもそういうことが基本的には必要じやなからうかと考へるわけでありまして、ただそれがはなはだ技術的にむづかしい点がございます。御承知のように、電気におきましては、いわゆる豊満水に基きます利益と損失とが、これは湯水準備金でもつてある程度吸収してプールする、こういう制度がとられておりますが、同じく電気の場合に大にきく響きます石炭の値上りの問題は、これはそういう準備金の制度をとりますと、大口電力に対してのみ、いゝゆる石炭費調整として、石炭費の高低に応じて電力料金を上下いたしてあることがあるわけでありまして、従つて石炭の価格に関する限りは、電気におきまして必ずしも理論的に、きわめてすつきりとした形をとられておら

ないということが言えるのであります。が、ガスの場合においては、そういう制度も現在ございません。ガスの場合におきましては、前にも御説明したかと思ふのでありますが、炭価の動きと、もうひとつガスの副産物であるコークスの動きというものが、大体においてある程度並行して動く、こういうことが大勢論としては言えるのであります。従つて石炭が下る場合には、その副産物のコークスも下るといふことによつて、石炭費の値下りの利益というものはある程度相殺されてしまふ。上る場合にはコークスも上るために、そこで損失がある程度カバーされる。こういうふうな傾向にございますので、ある程度そういうふうな自動的な調節にゆだねまして、特に炭価というものを取上げて、これに応じて料金あるいは準備金制度でもつて調整するといふ措置は考へておらないわけでありまして、しかし将来の問題といたしまして、そういうふうな炭価の動きをキヤッチしたいとして、何らかのプールをいたしますと、あるいは消費者に還元するとかいふような制度が、もし合理的にかつていゝやないか。今までのば採用していいじやないか。今までのところ、まだそこまではつきりした確信のある方法をわれわれもつかんでおりませんので、現在ただちにそういう方法を実施することはできかねますけれども、将来もしそういうふうなことができたならば、ガス事業としても採用して、石炭の価格の上下によつて来る原価の変動というものをそこで吸収して、料金そのものを安定するといふことが最もよろしいかと思ふのであります。

○永井委員 炭価に比例してコークスの価格が動く、従つてその影響は大きい。こういうことでありますが、コークスは、資料によると四割で、六割はガスの方の負担になつて来るわけであり、その四割のコークスは、これはガス会社の関係のものではない。原価計算には入つて来ない。大体コークスの方は第二会社をつくらせて、百パーセントガス会社の重役がその株を持つて、いわばトンネル会社のようになつてゐる。そういう関係を、局長のような答弁であります、第二会社も全部含めて、ガス事業から起るいろ／＼な副産物も全部ひくるめて、そうして一つの企業としての対象にして行かない限り、そういう合理的な料金算出の基礎にはなつて来ないじゃないか。法的に言ふならば、ガス料金だけの原価計算であつて、副産物については、有権的に包括して計算の基礎にして行く根拠にはならないのではないか。どういふ法的な根拠によつて第二会社まで、あるいはその他の副産物までも含めて一つの経営体として料金算定の基礎にして行くのか。その辺の区分及び総合的な原価の算出、行政的にどうなるか、法的にどうなるか、その点を明確に伺いたい。

○中島政府委員 コークス会社をガス会社が子会社として置きます場合には、仕事の便宜上そういう方法をとつておられますけれども、実際上はガス事業会社のコークス販売部門と考えてもよろしいのではないかと考えます。小さな会社におきましては、ガス会社自体が自分でコークスを販売いたしておりますが、大きなガス会社でそこまで手を延ばすのは、少し会社の経営を煩

繁ならしめるという趣旨で、別会社をつくらせておられますけれども、その会社の動かし方は、あくまでトンネル会社と申しますか、販売事務だけをそこでやらせて、その会社には手数的なものをとらせるといふだけにいたしております。たとえばコークスの値段等は、市場の情勢に応じて上下いたしますけれども、その場合にはそれによる損失あるいは利益を、コークス会社が積極的に負担するのではなくて、結局においてはガス会社が負担する、つまりガス会社がそのときの市価に応じて、コークス会社に卸します仕切り値を上下する。従つてコークス会社としては、いつも一定の手数料をとるといふ状況が普通でございます。この前申し上げたと思いますが、コークス会社はいずれも配当をいたしておりません。結局親会社のガス会社が、自分で出資したものから配当をとるといふことで、あまり意味がないので、そういうことはしておりません。結局コークス会社がガス会社のコークス販売部門として働いておるといふ実質を物語るものであります。われ／＼監督官庁としては、コークス会社の経営内容そのものに直接タッチすることはできないけれども、そういう手数的な経営の会社になつておりますから、その手数料のとり方が多いか少ないかという問題はあるとしても、そこで流れるコークスの値段は大体市場の値段を反映し、それがそのまま元のガス会社の方に移つて行くという仕組みになつております。従つて私が申し上げましたように、コークスの値段と石炭の値段の上下が大体並行しているということ

が、そのまゝガス会社の経営に反映するということにはわかりはないと思ひます。

○永井委員 大体ガスなり電気なり、その他独占企業は、赤字が出ない範圍において経営の最低の保障をされておる。その最低の保障の上に立つて、原料が下つて非常にもうけがあるという場合でも、これは一つの料金の安定性ということと、その中で料金を下げようとはしないで、もうけて行く。もし赤字が出るようなときには、国家補償だ、何補償だということと、国家の至れり尽せりの援護のもとに利潤をかせいで来ておる。明治初年以來、ことに民主的な基礎のない日本の経済界においては、独占企業はそういう一つの国家資本と国家の政治権力と、そういうものに守られて安泰な地歩を確立してやつて来て、その中で公企業という名において利潤のはちみつをなめて来ておるのだ。こういうことに対して、今言つたような有権的に検査の対象とならない、帳簿検査その他のできないような、四割に近いような原価の第二会社をそのまゝにしておいて、六割のガスの面だけで一つの料金算定、原価計算をやつて行くということは、組織の上から見ても妥当な組立てではないと考へます。また運営の面から見ても、これが実際の経営の任に当たらない、また経営の内容が区々であつて、よくわからない官僚が、眼光紙背に徹するような帳簿検査が妥当にできる能力があると思われるのは考へないのであります。これは客観的な一つの基準を明確にしておいて、この基準の上に立つて合理的な一つの結論が出るであらう——こういう組織をつくり出すことが、立法機関としてのわれ／＼の仕事であつて、立法的には不備であるけれども、この不備な点は運営でカバーして行くのだ、人と人の信頼の上に立つてやつて行くのだというところは妥当なことではないとわれ／＼は考へるのであります。この点について、この法律が通りましたならば、今言つたようにガス事業の経営については、国民経済的な立場で、妥当に、しかも独占企業の不当な利潤を支持するような形にならないで需用者の利益を十分はかつて行けるのだと確信される根拠を明確にしたい。ただきたい、かように思ひます。

○中島政府委員 特にコークスの販売に対しての御意見だと思つておりますが、先ほども申しましたように、コークス販売会社は、大体ガス事業者の販売部門とみなされるわけであり、それと対立するかつこうにはなり得ないのが普通でございます。しかしガス会社あるいはコークス会社がなれ合ひで、ガス事業で出た利益をコークス会社の方に隠すというやうなことが、かりに起りました場合に、それを発見することができかねるかどうかという点でございますが、これはもちろんわれ／＼の監査の上で明らかに現われて来るやうになるわけであり、ガス会社がコークス会社にコークスを卸します場合には、やはりコークスの市価が基準になるわけです。もちろんこれに卸なり元卸なりの手数料を払わなければなりませんから、会社の方からそれだけ安く売るのは当然でございますが、これが市価とかけ離れて、不当に安く売られ、その利益をコークス会社の方でとり、そこで積み立てておきますと、明らかに消費者の利益を害することになります。しかしその点は、

コークス会社の経営内容に直接タッチいたしませんでも、ガス事業会社で、一般の市価と比べて特に不当に安くあるいは高くコークスを相手方たるコークス会社に売つておるかどうかを監査することによつて、明らかに発見できるわけであり、またガス会社が明瞭にかまれます。またガス会社が卸します場合のコークスの値段も、帳簿上当然発見できますから、その間にかりに不適当なことがあれば、その監査によつて十分あげることができると思ひます。

○永井委員 この法文を見ましても、会社の方が正しい経営内容を提示する、それに立つて監督官庁である役所がこれを審査する、こういうわけで、データが正しいものでなければ正しい結論は出て来ないと思つております。従来例から見ても、われ／＼は会社が必ずしもそうを言わない、資料を出すと考へられない。當利会社の一つの性格として、銀行に出す書類、税務署に出す書類、一般に公開する書類、株主に示す書類といふやうに、幾通りものいろ／＼な資料が用意されることは、われ／＼は承知いたしておるのであります。そういうやうな点において、われ／＼は、今までの公益事業令をこのガス事業法に切りかえて、ガス事業の健全な発展を期待する第一の方法としてこれをつくる以上、従来の企業の運営の中において、こういう点が欠陥があつたのだ、こういう点がけなかつたのだという点を適切に摘出して、それに対する治療方法といふものがこの法案の中で出て来ませんと、従来もこうだつたのだからこうなんだというだけですと、少しも

事業の改善にはならないと思うのであります。少くとも公企業であるガスの需用者にかつて国が会社に対して監督するのだという以上は、その監督が妥当なものであるという、そういうものをやはり法的に確立して行かなければならぬというにわれ／＼は考へるわけでありませう。その意味からいって、ここにあるたとえば虚偽の書類を出しても過料一万円以下であるとか、あるいはい／＼な非常に不当なことをしても罰金三万円以下であるとか、こういうような社会悪に対する罰則というものがこんな軽微なもので、はたして会社が、われ／＼の期待するような従来のやり方に対する是正の方向に向つて行くかどうか、そういうことに對して疑問を持つのであります。この罰則の中にも、従業員その他に對しては非常に強い罰則規定がありませう。主任技術者に対してはもし間違へば二年間免状を取上げるといふような、こういう嚴重なものもあるし、また五十三條以下におきましては、懲役五年であるとか三年であるとか、罰金三十万円であるとか二十万円であるとか、こういうような強い刑罰が科されております。会社の方に対しては單なる一万円以下というような過料の行政罰であるとか罰金三万円以下というやうな輕微なものより規定してないものであります。こういう法案の中に含まれてはいる刑罰及び正しく経営を確立して行くという面における熱意といひますか、その指向する方向としての當局のねらつてゐるところが、少し焦点が狂つてゐるのではないか。経営の側に対してこそものと嚴重に監督しなければならぬのであつて、従業員そ

の他のものに対してはもつとゆるやかにしてもよろしいのではないかと思うのですが、その点についてはどういふふうにお考えでありますか。またこういうやうな公企業という名において、その中で社会悪を公然とやつて行けるやうな余裕を残しておくとすることに對しては、どういふふうにお考えになつておりますか。

○中島政府委員 報告あるいは帳簿等につきまして、不正な記載をするとかいふやうなことはもちろん社会的に許されることではないのであります。一応しかり取締る方の側といたしましては、初めから悪意を推定するより私は善意を推定するのが順序だと思つてあります。しかもその経営が割合單純なものにつきましては、そういうたやうな虚偽あるいは不正なことをやる余地がきつめて少い。またやりましても発見が容易だ。こういう事情のあることは御了承願へると思ひます。しかしながらそれにもかかわらず、不正な記載をするといふものには御説の通り規定といふものは、これは御説の通りにできるだけ嚴重にするといふのがわれわれとしても望ましいと思つてあります。ただししかし量刑の方法につきましては、われ／＼といたしましては、いやくも法律に違反する以上はいかなる場合においても、できるだけ最大級の罰まで科し得るやうにとにかくは持つておきますけれども、やはり刑罰原則上の問題からいひまして、それだけのケースによりまして、罰の内容あるいは程度といふことにつきましては、一定のバランスをとつておるやう

であります。従つてこの刑法上の制度そのものに對しましては、私も一応の意見を言ひますけれども、全体の構成につきましては、やはりその方の法務省あるいは検事局等の原則に従つておるわけでありまして、この点につきまして、特に積極的にこれが適當であるといふやうな答弁を私からいたしかねますけれども、大体従来の原則によつてこういうやうな刑が盛られておるのだといふふうには承知いたしておるわけでありませう。

○永井委員 第五十三條の四項に「第一項及び第二項の未遂罪は、罰する。」とありますが、この未遂罪といふことはどういふ限界まで未遂罪とするのか、この条文解釈の犯罪成立の限界をひとつ明確に示していただきたい。

○中島政府委員 あまり専門家ではありませうが、この条文を見ますと、たとえば第一項の未遂罪としましては「ガス工作物の損壊し、その他ガスの供給を妨害した者」、従つてこの場合におきましては、ガスの供給を妨害したといふところまで行つて初めて既遂罪だと思ひます。従ひまして、もし工作物を損壊したとしてもその損壊程度が少く、妨害しようと思つたけれども実はガスの供給自体には大したさしつかへなかつたという場合におきましては、やはり未遂罪として第四項を適用して罰する。第二項につきましても同じやうなことが言へると思ひます。

○永井委員 そうすると、未遂罪といふのは、実際の犯罪事実としてはある。しかしその被害の程度が軽少である、あるいは実際の被害の程度に至らなかつた、だからこれは未遂罪だ、こ

ういふやうな解釈ですか。

○中島政府委員 つまり供給を妨害したという事実が供給上障害を生じなかつた。しかしながらそれは、こういう行為者の意圖に反して、行為者が十分に目的を達するまでのことをやらなかつたためにそういうことになるのであつて、もしこれを放任すれば重ねてそういうことが起り得るといふ危険がございませう。結果においてはガスの供給に支障はなかつたけれども、その行為そのものが非常に危険であるといふことにおいて未遂罪も罰する、こ

ういふわけでありませう。

○永井委員 これらの条文について、われ／＼は、やはり労働争議等が起つた場合、その適用範囲について十分これは考へて行かなければならないと思ひます。その意味において、一面会社の正当な企業といふものを守つて行かなければならない。一面労働者の民主的な活動といふものはこれは守つて行かなければならない、二つの対立した条件の中でどこにこの線を引くかといふことが問題であらうと思つてあります。従来例から見ると、たとえば輕犯罪法をわれ／＼が議會において審議した場合でも、従来警察犯の警察犯がなくなつたのだ、従つてこの警察犯処罰令にかかわるべき輕犯罪法を規定するのであつて、決してこれは正當な労働運動その他を制約するものではないし、全然労働運動等についてはこの輕犯罪法を適用しないんだ、こ

ういふ論議、質疑、討論の過程を経て、輕犯罪法がかつて議會を通過したのであります。ところがこれが通つてしまつと、今度は道路においてジグザ

グ・コースをやる、これは輕犯罪法を適用する。あるいは公園あるいは宮城前その他に集會して、これは輕犯罪法に觸れるんだといふふうで、最初そういうことをやらないんだといつてやつたことが、全部そういうつめのあかほどの条文を適用して労働運動を弾圧するといふやうなことが現実に行われておる。これは時の權力がこの法を解釈して適用するのでありますから、従つてこういうやうな方面に發展して来ることも予想されるわけでありまして、この場合においてはこの条文を規定した趣旨は正常な労働運動を抑へるものではないんだ、企業の正常な運営を阻害しないやうにこれを守る法律である、こ

ういふわけでありませう。こゝでわれ／＼は了解しておるのですが、この点についてはいかがあるのでしょうか。従つてこれについて従来はこの経営者の側及び業者の側に非常な損害を与えるといふやうな現実の具体的な行為がここに表現された場合には、これはその行為に適應した解釈をなさるべきではないか、あるいは腹立ちまぎれに、場合によつてはぶちこわしてしまふぞといふやうなことを言つたその暴言が、これは未遂罪として適用される、こ

ういふやうなことにならないのかどうか、その点をひとつ明確にしたい。○中島政府委員 この規定はもちろ一般の労働法上の問題を、またさらにこれ規定するといふ意圖は全然ないのでございまして、その面におきまして行き過ぎは當然に戒めなければならぬと思つております。たとえば最後に明示しましたやうな交渉上の言葉のやりとりから、そ

うふうなことがかりに言われまして、これは五十三条の未遂罪になるかならぬかというごとは全然問題にならぬと思うのでありまして、そういうことをここで取締ろうという意図はないのであります。ただたとえばガスの場合におきましては、第二項に「ガス工作物を操作して」とありますが、器物を破壊したしませんが、現在とまっておりますガスを開きましてガスを出す、ところがたまたまそれは今工事中で全体を締めて工事をしてるので、出したために災害が起きるというようなこともありますので、そういうことをやめてはいかんと、これは人命にも関係いたしますので、かなり嚴重な罰をもつて臨んでおる、そういうことを取締ろうというのが五十三条の規定でありまして、労働法上に当然許されておる行為でありました場合には、こういうたようなことをやりましたも別に違反にはならない、こういうことになりまして、もちろんいかに労働法におきまして、工作物を損壊するといふようなことは許されているとは考えられませんが、たとえば二項のような問題につきましては、もし労働法規上許されておる行為としてやる場合には、許される場合もあり得ます。これをみだりにやつて、一般の人命その他に傷害を与えることのないようにというのが五十三条の規定でありまして、これを特に争議行為等につきまして適用するという意図は初めから全然ないということをお答え申し上げます。

○永井委員 最後に一点お尋ねいたしますが、石炭の価格は非常に下落一途をたどつておる、また石油との競合と

油との競合の關係及び炭業における合理化促進というふうなことから、石炭の値段はここの当分の間の見直しにおきまして、ずつと下落一途をたどるのである、こういう予想がされるのであります、この場合当局ではガス料金の変更命令を出して、非常にガス会社がもうかつておると思うのであります、料金を変更して適正な料金の適正利潤を会社に認めて、その余剰利益はこれを需用者に還元する、均等させるというふうな考えはないかどうか、これをひとつ最後に伺つておきます。

○中島政府委員 料金とかからみまして、炭価の状況をならみ合せまして、もう一度炭価を再検討するということは必要だと思ひます。まさに今そういう時期ではないかと思つております。従ひまして、われわれといたしましては、まず近く二十八年度の下期の決算もできますので、それを十分検討いたしまして、さらに将来の炭価の動向等も想定いたしまして、もし必要があれば料金の改訂を見つて、ということも考えなければなりません。そういうふうな意図をもつて現在検討を続けるつもりでおります。

○加藤(清)委員 ただいま審議中のガス事業法の問題について二、三点お尋ねいたします。第一に私がお尋ねしたいことは、ガスの事業を行われるにつきまして、副産物として出ます確安でございまして、一体このガス事業から生じて来るところの確安は、日本でできます確安の大体何パーセントを占めておるか、そのコストは一体何ほどであるか、この点について……

つと今持合せがございせんから、後ほど調べてお答えいたしますが、量的にはこれはもう非常に少量でありまして、問題にならないパーセンテージだと思ひます。御承知のようにこれが副産物から確安でありまして、品質が悪いという関係から値段もそれに應じて下つております。従つてコストから値段を出すというよりも、一般の確安の価格からだん／＼格差を出しまして、それに應じた値段を出して、それでガス事業者としては全体の原価からその分を取入として控除するという方法をとつております。確安につきましても原価主義はとつておらないはずであります。

○加藤(清)委員 私の聞きたいのは、確安がガス事業を行うに當つて必然的に生じて来る、その生産量が日本の確安の何パーセントを占めるか、こういうことなんです。それからそのコストは一体どのくらいになるか、もしそのコストが副産物だから計算することが困難であるとするならば、工場の庫出し値でもつけようです。それからまたその確安から来るところの利益はガス会社が販賣する全販賣量の一体どのくらいを占めておるか、こういうことが聞きたいわけなんです。理由とかよいとか悪いとかのことはこっちの方がよく知つておるのです。

○中島政府委員 その辺の数字はただいま軽工業局の方へ問合せましてお答えしたいと思ひます。今ここに数字はございせん。

○加藤(清)委員 これは大事なことでありますから、ぜひひとつあなたも知つておられた方が将来にこうじやないかと思ひます。それを知らずに原価計算

をやられるということはあなたの間違いだと思ひます。と申しますのは、先般電気料金の値上げをする場合に、私が原価計算書をお尋ねしましたところから、これがはつきりしてない、それから確安の原価計算書を見ますと、これには副産物が全然差引いてない、そういうものを大まじめになつて審議の対象にしておる、こういうことで一体値段を上げてくれとか、値段を下げましようとかいう場合に、必要な条件が欠けているということなので、これはぜひ知つておいてもらふなといけません。そこでお尋ねしたいと思ひます。それは、私たちが方へ配付していただきましたガス事業法参考資料というのと、その参考資料の二というのに同じようにガスの料金の原価表が出ておりますが、これは同じ数字なんです。どつちを見てもなぞ重複して出されたかはわかりませんが、同じことを重複させることも書いてない、両方とも落ちておる。その一つはまずこちらの最初の方の厚い方でお尋ねいたしますが、三表というところなんです。これを見ますと、これは日にちが書いてない、一体いつの原価表でございせんか。

○中島政府委員 これは現在のガス料金を定めた場合の料金原価でありまして、従つて二十七年までの過去一箇年間の実績を元にした計算になつております。二十七年の十一月の現在の原価が定まつております。それで過去の実績を基準にしまして、将来の動向もある程度入れまして算定したわけでありまして、

○加藤(清)委員 そうすると、昭和二十九年三月現在とは大分異同がござい

ますか、ございせんか。

○中島政府委員 これはむしろコンクリートの収入あるいは石炭の原価等につきまして、大きな開きがございまして、

○加藤(清)委員 そうすると、原価は安くなつていきますか、高くなつていきますか。

○中島政府委員 おそらくはコンクリートの値下りと石炭の値下りとを両方相殺いたしまして、これよりもむしろ原価的には案になつてゐるのではないかと思ひます。

○加藤(清)委員 安くなつてゐるわけですね。それでは今後ともありますからお尋ねするわけです。いつも通産委員会に提出されます原価表を見ますと、非常にずさんきまるものなんです。そこで、はたしてこれがずさんであるかどうかわかりせんからお尋ねするわけでありまして、まず第一に石炭費というところがございせんか。この石炭費は何年何月の値段でございせんか。

○中島政府委員 これは昭和二十七年の上期くらいまでの実績と、それから算定いたしましたときに、将来一箇年間にその石炭の現実の値段がどうなるであろうかということを見通しまして算定した値段であらうと思ひます。従つていつの実績という実績そのまゝの数字ではないと思ひます。

○加藤(清)委員 それでは次に労務費でございまして、これはいつでございせんか。

○中島政府委員 これは当時支払つておりました労務費の実績をとつたのであります。

○加藤(清)委員 実績に違ひないのをごさいます、それは何年何月何日と

いうのでございましょうか。それとも昭和二十七年とか二十六年を通算しての一年度の平均でございましょうか。

○中島政府委員 これはそのときに最近の時期までに払われておりました労働費の実績を将来に引延ばしたものでございまして、従つて、もしも将来におきまして、設備の拡張等によつてふえるということがあれば、その率でふえるというところはございまして、あくまで実績を引延ばしたものでござい

ます。

○加藤(清)委員 そうすると何年か何年までの間ですか。

○中島政府委員 昭和二十七年の上期までが入つてゐるのではないかと思ひます。

○加藤(清)委員 二十七年の上期までとおつしやいますと……

○中島政府委員 上期の実績でござい

ます。私はそのときにおりませんでしたが、十一月にきめまします場合に、上期の実績がそれまでにつかめておれば、それができておると思ひます。もしもそのまゝになつていれば、その前の二十六年の下期が実績になつてゐるのです。

○加藤(清)委員 二十七年の上期だとおつしやつてみたり、二十六年の下期だとおつしやつてみたり、それでは困りますよ。

それでは次に時間がございませんで、簡単に要点だけお尋ねいたしますから、要点だけお答えいただければけっこうでございまして、減価償却費でございまして、私はガス会社の減価償却の状況をよく存じませんので、お尋ねするわけですが、これは何年の減価償

却でございまして、何年間かつて全部を償却することになるのですか。これは商法にきまつてゐるはずでござい

ますが、そのいづれが当てはまつてゐますか。

○中島政府委員 ガス会社の設備全体としましては、二十年が全体の償却年

でございまして、

○加藤(清)委員 そうするとこの十三億七千何がしというの、二十分の一と解釈するのでございまして、ないしは先ほど多くてしまひほど少くなるといふ保険金のかかり方と同じでござい

ますか。

○中島政府委員 料金原価算定表は定額償却法を用いておりますから、二十分の一と考へてよろしゅうござい

ます。

○加藤(清)委員 次に株式発行費償却といふのは、配当と考へて間違ひござい

しませんか。

○中島政府委員 これは配当でなく

て、株式を発行いたしますときに発行費をある程度食うわけでありまして、つまり発行費だけは、資本として現実に現金に入つて参りませんので、それだけマイナスになりますから、これは償却するといふわけでありまして、

○加藤(清)委員 それでは次の支払い利子でございまして、この支払い利息は大体幾らの金利になつておりますか。

○中島政府委員 ガス事業にはあまり開張の金は入つておりません。従つて割合に高くなつておりますが、一割から一割と越える程度であります。

○加藤(清)委員 そうしますと、一割を越えたものと、それが投資された減価償却と比較対照してつじつまが合

いますか。私がやるとちよつと合わないやうです。私の頭が悪いために間違つておるかもしれないが、一ぺんちよつとそこで計算してみてください。私がなぜこのやうなことをお尋ねしないければならないかと申し上げますと、い

つても政府から提出されます原価表がざさんきわまるものである。従つて料金を値上げをしたらいいの、あるいは現行でとどめておいた方がいいのかといふことを慎重に研究する場合に、そのほんとうの材料にならない場合が多いのでございまして、そこで上げるならば

上げるだけの理由があれば、いくら野党といへども数のごまかしはできませんから、これはわれわれといへども賛成するのでございまして、それからまたこの表によりまして、全国の平均が出ておりました、今度は特別に三社だけ取上げてあるやうでございまして、この

の点は親切でつこうでございまして、同じガスの料金にいたしまして、私の地元、愛知県でございまして、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、

金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、

金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、

金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、

金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、

金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、

金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、

金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、金、道路一本隔てただけでございまして、

ざいしますが、その他の地方では最終仕上げの部門の技術が発達しております。そこで地元の方々は何かガスがほしいといふので、ついせんだつて御承知の通り津島であつたやうにしてつ

つていただいたわけにございまして、その料金が非常に高い、道路一本離れただけであつた高いと結局毛織物の仕上げ加工の賃金をかえなければなら

ない、こういうことに相なつて来るわけにございまして、ガス事業といふものが土地の産業に非常に貢献してゐる

が、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、

その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、

その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、

その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、

その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、

その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、

その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、その隣り同士が同じ仕事をしています、

しやる通りでございまして。だから私が言つてゐるのです。もし原価計算表でしたらこれは新聞に発表するのと同じ

くらの程度です。これは一般の株主に配付するくらい簡単なものなんです。そこで値段を上げようか、下げ

ようか、あるいはこの会社に国家が援助をしようかどうしまし

ようか、あるいはこの会社に国家が援助をしようかどうしまし

ようか、あるいはこの会社に国家が援助をしようかどうしまし

ようか、あるいはこの会社に国家が援助をしようかどうしまし

ようか、あるいはこの会社に国家が援助をしようかどうしまし

ようか、あるいはこの会社に国家が援助をしようかどうしまし

ようか、あるいはこの会社に国家が援助をしようかどうしまし

ようか、あるいはこの会社に国家が援助をしようかどうしまし

どうぞ御了承願いたいと存じます。

○加藤(清)委員 私は委員長長の仰せにそむこうとは思いません。しかし津島の問題と、この原価計算についてお尋ねするということはすでに約一週間も前にお願ひしてあるはずなんです。

○大西委員長 津島の問題については今吉田課長から説明していただきますから……。

○加藤(清)委員 私は津島を一つ例に上げただけのことでありまして、全国でガス料金はでこぼこになっておる。はたしてそれが妥当であるやいなや、そういうことをよくわきまえた上において審議をして行かないと、とかく社会党の言うことは空理空論じやとよく言われまして、私はこの数に關すること、価格に關することくらいはいくら社会党でも空理空論はやつてはいけなと思うのです。そこでこれだけはきちつとしたものをつかんで、その上に立つての判定を下してもらいたい。先ほどどなたからか地元の話が出たわけでございますけれども、ここにおいてもいろいろ問題があるようでありまして、私はガス事業を興隆させることに反対ではない。ぜひ隆盛におもむかせたい。それにはほんとうの基礎資料に基いてそれをしていこうと、あとでわれ／＼が非難を受けたら、あるいは会社が破上機関になつたり、あるいは造船船のような問題が起きていけないうことだと思ひますので、正確なデータをお願ひしておるわけでございます。

○永井委員 議事進行。このガス事業法は相当浩瀚なものです。この議案そのものの審議の時間というものは非常に短かいのです。今加藤君からい

いる資料の要求があり、資料について吟味するという段階になりますと、われわれは議事引延ばしをやつておるのではなくして、議案そのもののほんとうの審議をやつて可決したので、こういうことでなければならぬ。ただ四月一日からの実施なんだからこれは上げのんだ、これじや委員会の権威はなない。そういう時間にとだららないで、引延ばすのじやないのだから十分審議をして、そして納得したところで可決する。ここで今いろいろな資料の要求もあつて、資料の不備な点もあるし、加藤君その他から質疑があれば、その質疑を済ませた後にするということにした方が——この委員会が終つたあとと理事會を開いて、この爾後の取扱いについてさらに相談するというにしたい。ここで質疑は打ち切らないで、大体これをもつて質疑を終了するという了承のもとに相談をしようということであつたのですが、質疑があれば継続することにしようとも私はさしつかえないと思ひます。

○大西委員長 私の考へておりますのはその通りでありまして、ただ四月一日の施行というやうなことになるという話があるので、参議院の方からもそういうので、今永井さんがおつしやられた通りの考へをいたしておるのでございませう。ただ今の中島局長の答弁によりまして、加藤君の御質問には答へられる用意ができておるといふやうな発言がありましたので、もしそれをお聞きになつて御納得が行けば、それであなたの今おつしやつたやうな一応の打ち切りにして、あとは爾後の相談ということ

に持つて行きたいと存じまして申し上げたわけでありませう。

○吉田説明員 先ほどお尋ねがありました留保しておりました確定の点でございますが、ガス事業者が生産してあります副産物としての確定は、大体月千八百トンでございまして、日本全体の生産量の約一〇〇程度に當る数字でございます。そこで工場の置場渡しで一万八千四百でございまして、その原価構成につきましては、一応市価主義をとおしてございまして、副産物控除も全部市価主義をとつてございまして、確定そのものについての原価計算というものは出ておりません。

第二の津島瓦斯の点でございますが、会社のこまかい書類を持つて参れぱいいのかもしれませんが、表面的に申しますと、原価計算の構成になつて出て参つております数字を申し上げますと、これを津島瓦斯と規模その他におきまして最もよく似ておりますものが、あの付近にあります岡崎瓦斯でございます。ちよつとこの場合と比較して申し上げますと、原材料費をいたしまして、岡崎瓦斯がガス一立米あたり十八円四十三銭というやうになつております。それに対して津島瓦斯は十七円二十三銭、結局炭価をいたしましても岡崎瓦斯よりも津島瓦斯の方が安い炭を使つておるわけでございます。炭価をいたしましては、一立米あたり岡崎瓦斯は十八円三十二銭、これに約五倍倍したただければ炭価になるのでございませう。それに対して津島瓦斯は十六円八十銭というやうになつております。

それに対して津島瓦斯は三十四円四十銭六厘という数字でございます。それから福利費もその基準で参りますと、岡崎瓦斯が三十八銭六厘、津島瓦斯が三十七銭四厘でございます。経費をいたしましては岡崎瓦斯が四円三十三銭五厘、それに対して津島瓦斯が三円二十八銭一厘、こういうふうな状態でございまして、いわゆる通常の経費なり、原料なり、生産の点ににおきましては、津島瓦斯が明らかに岡崎瓦斯より安いのでございませうが、ただその算定の基準になつておりますが、固定資産額というものを考えました場合に、岡崎瓦斯は千二百一十一万六千四百、それに対して津島瓦斯は全然新規でございまして、その固定資産額が一億四千六百三十三万六千四百、こういうふうな約十倍以上の固定資産額になつております。

それから資本金にいたしまして、岡崎瓦斯は三百萬円でやつておりますが、津島瓦斯は御承知のやうに五千萬円という資本金になつております。また借入金につきましても、岡崎瓦斯は六百四十七萬円の借入金でございまして、津島瓦斯におきましては八百二十七十一万四千四百という借入金になつておるわけでございます。それからあと多少原価に響いて参りますのは、大体ガスの販売量は年間津島瓦斯が百七立米、岡崎瓦斯が百七立米というやうな数字でございませう。そういうふうな点がございませう。減価償却費が岡崎瓦斯におきましては八十五銭九厘というやうな数字になります。津島におきましては、減価償却費が五十一銭九厘という数字に相なります。

なお借入れの金利であります。この金利の繰込みが岡崎瓦斯におきましては五十五銭三厘でありますものが、津島におきましては八円二銭二厘という金利の高くなるわけでございます。それから利潤につきましては、これは一応三年間を通じまして三年目に五〇％というやうな割合でございませうが、これが岡崎瓦斯の場合には一五％の配当基準にいたしまして、一立米当四十二銭三厘で済むものが、津島としましてはこういふやうな五〇％にいたしまして一円八十二銭になる、こういう形になつております。従ひまして岡崎瓦斯の原価が二十九円十二銭、津島瓦斯が三十二円九銭という数字になります。これに對しましてはコークスその他の販賣品の副産物控除をいたしておりますが、これにつきましては岡崎が九円二銭五厘、津島におきましては十四円七十七銭七厘というものを副産物控除をいたしております。これによりまして、結局現在のガス料金の原価が、岡崎瓦斯が十九円九銭五厘、これに對しまして津島瓦斯が二十八円五十五銭二厘と、約九円ばかり高くなつておるのではありませんが、その点は今申しましたやうに減価償却費、借入れ金利の相違で十三円以上も高いものになつておるのであります。そのほかの面につきましては一応安いのでございますが、こういうやうな状態が、全然新規の事業としまして、固定資産の額が非常に大きいというところの結果現われておりました。なお固定資産が大きいために借入金も相当大きいということから来る金利の支払いが非常に莫大なものになつておるといふ状態でございます。従ひまして岡崎瓦斯自体も、もし

なお労務費でございますが、同じく労務費も岡崎瓦斯は四円十二銭八厘、

これを新規にやるといたしますと、あるいは津島と劣らないような数になるのではないかとこのように考えられるわけでございます。最近の非常な問題といたしましては、たとえば最近でございました富士吉田というふうなガスの会社におきましても、やはり二十六、七円の原価にならざるを得ないというふうな形になっております。これは今申し上げましたように、固定資産と借入金から来る金金の償却にほとんど問題が集中しておると申し上げていいのではないかと、こういうふうに思っています。

○加藤(清)委員 御親切に御説明いただきまして、ありがとうございます。また、ところが私がそれから先は推察すればいいわけでございますけれども、私のほんとうに知りたいのは、一宮と津島の相違を説明したいわけなのでございまして、一宮は東邦瓦斯でございますから、そういうことでこの貴重な時間を費されては、皆様も御迷惑と存じますから、恐れ入りますが、今おつしやつていただきまして岡崎とそれから東邦と津島の数字を、あとで何か書いていただけたらけっこうでございます。

次に今あなたが立板に水のようにすらすらおつしやいましたそのことでは、とても私のような頭ではついて行かないのでございまして。確安が千八百トンでございまして、そうしてそれは工場でトン当り一万八千円と承つたのでございまして、この原価構成の原価計算表の方で、片方には控除項目というのが入っております。それからこちらのその二の方には入っておりますのでございまして。コースス収入、その下にその他収入とありますが、この確安はその他収入というところに全部包含されておると解釈してよろしいですか。

○中島政府委員 これは両方ともその他収入に入っております。その一方でも、控除項目という題目の下に書いてあります。この数字は同じでございます。その確安の数字も入っておりますのでございまして。

○加藤(清)委員 そこで私がお尋ねするのは、その他収入というところに確安から生ずるところの収入は一切含まれておると解釈してよろしいかどうかという質問でございます。

○中島政府委員 入つておると先ほど申し上げたわけでございます。

○加藤(清)委員 そういたしますと、今あなたがおつしやいましたそれだけです。すなわち、このその他収入の三会社とその他の会社、合せて大体五十三億というところに相なつておるようでございますが、このその他収入というものは、それ以外に何々が含まれておるのか。

○中島政府委員 主としてタールあるいはベンゾール、そういったものでございまして。

○加藤(清)委員 これからもう少し計算をいたし直しまして、お尋ねしなければならぬ点が大部分にあるように考えますが、委員長としてはどうしてものでしんぼうしてくれとおつしやるのですか。

○大西委員長 どうしてもとは申しませんが、ごしんぼう願いたい、かように考えるわけでございます。

○永井委員 今の確安の月千八百トンで一通当り一万八千円とすると、これだけで三十八億八千八百万円、こう

なるわけですね。そしてそのほかにタールの収入があるとすると、ここに出てくる数字とは十億以上違うのじやないですか。これはどういふ数字の間違ひですか。

○中島政府委員 ちよつとけたが違ひのように考えますが、三億余りと思っております。

○吉田説明員 その他収入でございしますが、これは二十六億一千九百万円でありまして……

○永井委員 この中に入つておるのので、確安は三億七千万円程度になるわけでございます。

○加藤(清)委員 その点はわかりますが、まだ私は準備して来て、聞きたいのがたくさんあるのです。それでつじつまは、自分の頭の中だけでも合せなければならぬので……

○大西委員長 あとで理事会で御相談いたしますから、お含みおき願いたいと思ひます。

○柳原委員 私は今加藤君が質問しましたのに関連するのでありますが、ガス会社の支払いの利子と、五箇年計画による増資と、その会社の配当に關連して簡単に質問いたします。せんだつてのお話では、これから五箇年計画をやつて行くには五百億程度の金がかかる、あるいは社債あるいは市中銀行あるいは開銀等々によるが、自己資本によるものが大体二百六十億と見ていて、こういう説明がありました。そこで今支払いの利子が一割を越えておると言われますけれども、現在までのいわゆる借入金の中には、相当額の開銀銀行、興業銀行、長期信用銀行の借入金

がある。そういう借入金を入れて、一割を越える金利を払うということは、常識をもつて判断できないと思うのですが、ひとつ御説明願いたいと思う。

○中島政府委員 開銀あるいは復金等の借入金、ガス事業の場合には非常に少いのであります。比較的資金コストの高いものを現在借り入れておる、こういう状況であります。

○柳原委員 それはわかりました。そうするとせんだつて局長は私の質問に對して、この適正配当は増資と關連して来る問題でありますから、微妙なものがあつたと申されておりました、できるならば一割二分くらいの配当が適當ではなからうか、こういうふうには承つたのであります。そこで大きいガス会社、東京瓦斯でもよろしいが、これを私の前の言ひましたように、二十七年版の会社名鑑によつたのであります。これら株式会社の資本構成を見ますと、主として大株主は市中銀行とそれから保険会社である。こういうふうになつておりますが、三大会社を例にとりますと、それらの市中銀行と保険会社で、株式のいわゆる比率と申しますか、それは半数以上だと思ひますが、今御記憶ありませんか。

○中島政府委員 半数以上は金融機関であります。

○柳原委員 そこで問題が起つて来るのです。半数以上いわゆる市中銀行と保険会社が株主である。ガス会社がこれらから借入れている金利は一割を越えておる。そうすると市中銀行は、そのガス会社へ金を貸した形においた方がよいのか、あるいはまた増資をした方がよいのか、こういうそらばんをは

じきかけるときに、一割以上の金利で金を貸しておるならば、一割二分の配当では、とうてい私は株式を引受けるという意欲は削減されて来ると思うのです。そうすると、どうしても一割五分の配当をするか、あるいはまた一割二分もしくは一割で押えたとするならば、そこに無償交付というものをやらなければならぬ、こういうことになつて来ると思ひます。そこで一割二分というあなたの意見と矛盾して来るように思ひます。要するに無償交付を食いとめることについて、こういう事業の立場においてのあなたの見解が承りたいと思ひます。

○中島政府委員 將來の増資を考えた場合におきまして、無償を全然考えないで一割二分で行けるかどうかという点については、これはちよつと疑問がございまして。お話のように、一割二分の場合におきましては、株主の手取りが一割を切りまして、かりに金融機関が一割以上で貸している場合には、そこに矛盾が起るわけでありまして。そこでこれを解消するためには、ある程度の無償というものも考えなければならぬ。但し金融機関によつて利率が違つておりますので、一割以上の貸付金利をとつておるときはそういう問題が起きますが、たとえば短期資金を融通いたしております場合には、もと安いわけでありますから、もしも金融機関が大株主でありますならば、それほど大きな問題にはならない。従つて個別に検討する必要があると思ひますけれども、結局おつしやる場所のポイントでは、かなりデリケートの問題だと思ひます。

○柳原委員 また最初にもどります
が、金利が一割を越えているというお
話でありましたが、この一割を越える
というところは、こういう大会社として
はどういう考えられないわけですか。長
銀とかあるいは開発銀行の借入金とか
全然なくとも、一割以上の金利というも
のはわれ／＼では考えられない。そこ
に私が先日質問した、担保というところ
に矛盾があるのじやないかと思うの
です。先日の課長さんのお話でした
か、その担保が団体として加入してい
るとかどうとか申されましたが、担保
が正式に入っているならば、目歩三銭
四厘の金利ということは考えられない
わけですが、そこら辺をもう一ぺん
詳しく説明してもらいたいと思いま
す。

○吉田説明員 現在のところ長期資金
で借りておりますが、担保に入つてお
りますものが入っていないものがござ
います。先日も御答弁いたしました
けれども、担保に入れた比較的短期で
借りておりますものは、年八分五厘で
あります。それから開銀等から借りま
す資金につきましては、一般の事業と
いたしまして一割をとられております
。従いまして今局長から一割を越え
るという御議論がございましたが、料
金といたしましては、われ／＼の方の
料金算定のときに入っております大体
の金利は約一〇％であります。一〇％
を越えておりません。

○伊藤(卯)委員 関連して一、二お伺
いたします。ガス事業のこういう公
益事業に、監督官庁である政府があら
かじめ無償交付を認めてこの法案を出
されてあるということは、公益事業の

性質上許されるものであるかどうか。

私はそれを非常に疑問に思うのです
が、われ／＼がこの法案を審議して来
たのは、ガス会社は利益を隠してお
る、なぜならば、公益事業という名の
もとにあまり大きな配当をすること
は、世論上許されないのである。実
際問題として配当以外の措置をいろ／＼
講じておるというところから、実際の利
益を得ないというところを、疑問を持
つて質問して来たのです。今そういう答
弁を聞きまして、いよいよもつてわれ
れは奇怪にたえないし、また政府当局
もそれを認めてそういう扱いをされる
ことになつて来れば、この法案を通す
に当つてわれ／＼は非常に重大な考
えを持たなければならぬのであるが、
その点についてどうにお考えにな
つておるか、はつきりお聞かせ願ひ
たい。

○中島政府委員 もし無償交付が一般
的な問題として起るときには、お話の
通り決して原則的に適當であるとは申
しかねると思うのであります。ただ今
日の問題としては、御承知のように再
評価積立金というものがござります。
これはその会社自体が持つておりま
す財産を正當に評価した場合に、これ
だけあるのだということになつてお
りまして、従つてその増資を突き詰め
ますと、当然株主の所有になるという性
質のものであります。現在無償交付を
やる場合には、常にその積立金をくず
して資本金の中に繰入れるという手段
を講じておりますけれども、そういう
手段を講じられるときに限つて無償交
付は正當化されるのではなからうか。

また一面において、それだけでは不
十分で、配当そのものは、公益事業の一
番適正な配当率で押えました場合に、
一割二分とか一割五分という数字が出
るわけでありまして、しかし市場の金利
情勢その他からいまして、そういう
ような配当率では増資を処分できな
いという場合に、この無償をつけない
ればなりません。増資が必要である場
合には、配当率だけによつて実現し得
ないために、カバーする目的をもつて
無償をつける。その無償をつけるだけ
の能力が、今申しましたような事情で
もつて裏にある場合においてのみ無償
を認めます。それでかりに準備金があ
つても、無制限に無償交付を認められ
てはなりませんし、またいかに必要
であるとしても、準備金があれば無
償ということではできないわけであり
ます。そういう点を十分考慮して、やむ
を得ないときにおいてのみ無償を認め
る方針をとつておりまして、電気につ
いてもその都度情勢を十分検討して、
それ／＼必要な程度の無償はある程度
認めるという方針をとつておるのであ
ります。今後においても、電気、ガス
ともに増資はある程度どうしても避け
られませんが、また必要であるけれど
も、そのときの証券市場において認め
られておつたような配当率では、とう
てい増資は消化し得られないという
場合におきましては、御指摘のように
無償を認めるということも将来大いに
検討して起り得ることです。

○伊藤(卯)委員 将来の問題を論じて
おりますとはつきりいたしませんか
ら、私はそういうことで議論は大いに
残りますけれども、それを今議論しよ
うとは思いませんが、今局長が言われ
たような扱いをされた事例が多分ある
だらうと思う。たとえばどの会社にと
ういう無償交付の扱いをしたというよ
うな問題等があるかと思ひます。おそ
らくそれがまた前例として考えられる
だらうというところも、今の答弁ではわ
かるのですが、従来においてそういう
前例等が会社側にあつたら、それをひ
とつお聞かせ願ひたい。

○中島政府委員 ガス事業に対して
は、最近は無償交付はいたしてござ
います。二、三年前にいたしたことが
あるわけですが、その点はなお
調べまして、個別に御報告申し上げ
たいと思ひます。

電気につきましては、二十八年度の
下期におきまして、各社ともある程度
の無償交付をいたしております。

○伊藤(卯)委員 ガスについてそうい
う例がないならば、今新たなそういう
例を公益事業につくろうとお考えにな
つておることは、はなはだ遺憾であ
る。公益事業中の特に出るガス事業は生
活必需品ともいふべきものでありま
し、政府は公共福祉の精神を持たなけ
ればならぬ。そういう経営利潤内部の
からくりの疑惑を持たすようなこと
は、私ははなはだ遺憾に思うのであ
つて、今局長が言われたように、監督官
庁の責任者がそういう前例をつくるよ
うなことをここで発言されることは、
はなはだ遺憾であります。そういうこ
とをやろうとされるのか、遺憾である
からやらせないようにするのか、この
点をひとつはつきりここでお聞かせ願
ひたい。

○中島政府委員 前例をつくと申さ
れましたが、先ほど申しました
ように二、三年前には無償交付をした
実例があるわけでありまして、今後にお
きましてでもできるだけこういうことは
避けるのがほんとうだと思います。認
める場合にも最小限度ということをし
上げておられますが、そういうことは
できるだけ避けたい、しかし絶対に無
償交付は認めない方針だということを
ただいま申し上げましたが、また適当
でないかと思ひまして、ある程度の含
みを持たせて、将来あるいはそういう
ことも起り得るというところを申し上げ
たのであります。その表現が少し強過
ぎたようでござりますので、むしろで
きるだけそういうことをやらせない
で、本来の配当率で増資ができるよう
にということを考えております。

○伊藤(卯)委員 時間の関係がありま
すから、そのことは議論しませんが、
二、三年前においてそういう事例があ
つたとするならば、この法案を通す前
にそのことをはつきりお示しを願ひ
たい。

なおわれ／＼は公益事業に利潤あ
るのからくりのあるがごとき疑問
を、この際法案を通すに際して残して
はならぬと思ひます。そういう
点からなおそれをお出し願つて、そ
の上で立つてこの法案を通すに当つて
態度を明らかにしなければならぬ点
が出て来ると思ひますから、その資料を
至急お出し願ひたい。

○大西委員長 他に御質疑がございま
せんか。——他に御質疑がなければ、
本案に対する質疑は一応打ち切り、爾後

の問題については理事会において御相談申し上げます。

「打切りじゃない」「議事進行」と呼ぶ者あり」

○大西委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○大西委員長 では速記をつけてください。

それでは本日はこの程度にいたしておきます。なお爾後の問題については理事会において御相談したいと存じます。

本日はこの程度にいたして散会いたします。

午後一時十三分散会

昭和二十九年四月三日印刷

昭和二十九年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局